

ほっけ
北方遊水池の会

資料総覧 2007

PART 3-1

北方遊水池の会

2002（平成 14）年度 報告書 (1/2)

（平成 15（2003）年 3 月）

2007(平成 19) 年 3 月

北方遊水池の会

Handwritten scribble in the top right corner.

ほっ け
北方遊水池の会

2002(平成14)年度 報告書



2003(平成15)年3月

北方遊水池の会

(理事長 杉本 正(21 歳平)0005) 千野の湖(豊川川)大: 真水湖

2002年5月
KY 号70

2003

北水環境研究会

2003(平成15年)3月



2003(平成15年)3月

北水環境研究会

表紙写真：大柏川調整池の様子（2003(平成15)年3月29日撮影）

目次

00	0
01	はじめに	1
02	「市民と行政とのパートナーシップ」の構築に向けて	1
03	故郷のすばらしさを子供たちへ	2
04	生あるもの皆のために	2
05	北方調節池から将来の社会への発信を祈念して	4
06	2. 北方遊水池の会の概要	5
07	(1) 北方遊水池の会	5
08	(2) 活動の概要	5
09	3. 北方遊水池の会に至るまでの経緯	8
10	(1) 水辺プラザ整備事業	8
11	(2) 市民参加への経緯	8
12	(3) 大柏川調節池ワークショップ(2000(平成12)年度)	9
13	(4) 整備検討会(2001(平成13)年度)	9
14	4. 検討内容	11
15	(1) 北方遊水池の会の組織づくり	11
16	(2) 役員会の活動経過	12
17	(3) 北方遊水池の会の規約づくり	14
18	北方遊水池の会 規約	15
19	(4) 運営検討分科会の活動経過	18
20	(5) 施設検討分科会の活動経過	20
21	(6) 啓発分科会の活動経過	22
22	(7) 運営検討分科会の今後の検討項目	23
23	(8) 運営検討分科会の検討・実行スケジュール	24
24	(9) 施設検討分科会の今後の検討項目	25
25	(10) 施設検討分科会の検討・実行スケジュール	27
26	(11) 啓発分科会の今後の検討・実行項目	28
27	(12) 啓発分科会の検討・実行のスケジュール	29
28	5. 参考資料	30
29	(1) 運営検討分科会より	30
30	・2002(平成14)年度の全体会で出された運営に関する個人意見	30
31	(2) 啓発分科会より	32
32	・啓発分科会の基本的役割	32
33	・工事現場の貝化石	33
34	(3) 大柏川第一調節池の計画に関する関連法規Q&A	34

6. 参加者の感想	36
(1) 副会長 鳥居雪子さん	36
(2) 運営検討分科会参加者 高橋 窃さん	36
(3) 運営検討分科会参加者 佐藤祐子さん	38
(4) 施設検討分科会参加者 高橋志津子さん	39
(5) 施設検討分科会 矢島敬二さん	41
(6) 啓発分科会代表 佐伯虎太郎さん	42
(7) 啓発分科会参加者 谷藤博喜さん	42
(8) オブザーバーの真間川改修事務所調整課長 鎌田精二さん	43
(9) アドバイザーの望月史郎さん(東京家政学院大学)・市民参加の水辺づくり	44
7. 基礎資料	46
(1) 大柏川調節池の基本となる考え方(基本計画より)	46
(2) 大柏川調節池の利用方法(基本計画より)	47
(3) 大柏川調節池の運営・管理に関する問題点(基本計画より)	48
(4) 大柏川調節池の全体平面図(整備検討会より)	50
(5) 大柏川調節池の標準断面図(整備検討会より)	51
(6) 管理用通路および利用通路標準断面図(整備検討会より)	52
(7) 植栽について(整備検討会より)	53
8. おわりに	54



築造工事が進む大柏川調節池(第10回全体会(2003.2/11)の現地見学にて)

1. はじめに

「市民と行政とのパートナーシップ」の構築に向けて

市川市 公園緑地課長 小出 茂

大柏川第一調節池における、自然環境創造型の整備に向けての市民との係わりは、大変古い歴史を有しています。こうした過去の経緯を踏まえ、平成12年度には大柏川調節池を水辺プラザとして整備していくための指針となる「基本計画」が、市民参加のワークショップによりまとめられています。

昨年3月からは、新たなステージとして施設の完成後の運営管理を考えるための会が、多くの市民の方の参加をいただき発足したところです。市川市では平成13年に策定された新しい基本構想において、「ともに築く「自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を将来都市像として掲げ、「人と自然が共生するまち」「市民と行政がともに築くまち」をまちづくりの基本目標としています。

こうしたことから、この「北方遊水池の会」は、まさに市民と行政とのパートナーシップのもとでのまちづくりの実践の場となっております。市川市においても、多くの部門で、また、様々な形による市民参加のまちづくりが試みられていますが、市民にとっても行政にとってもまだまだ思考錯誤の段階にあるように見受けられます。

有名なシェリー・アーンスタインの「住民参加のはしご」と呼ばれるものがあります。アーンスタインは住民参加の成熟段階を3分類8段階に分けています。8段階とは、

- ① 操作：市民を委員等にすることで参加を行なったことにする。
- ② セラピー：単に不満をなだめる。
- ③ お知らせ：情報は伝えられるが、市民の意見は反映されない。
- ④ 意見聴取：アンケートなどで意見は聞かすが、その反映のされ方は知らされない。
- ⑤ 懐柔：市民の意見はある程度反映されるが、その判断は市民以外が行なう。
- ⑥ パートナーシップ：市民と行政等が決定権を共有している。
- ⑦ 権限の委任
- ⑧ 市民によるコントロール

①、②を「参加とは言えない段階」、③～⑤を「アリバイとしての住民参加段階」、⑥～⑧を「市民の力が生かされる段階」としています。

当然、この委員会は「アリバイづくりの住民参加」で終わっては意味がありません。今回は従来の行政主導型の市民参加ではなく、できる限り市民の方々が自ら決め、真の意味での市民と行政とのパートナーシップの構築に向け取り組むことを主眼としています。市民側も行政側も戸惑うことが多くあろうかと思いますが、肩の力を抜いて『楽しく』やっていければと思います。

故郷のすばらしさを子供たちへ

会長 川野 勝義

平成12年に調節池基本計画のワークショップ募集が行われた時に、地元より推薦されて参加してまいりました。私がこの大柏川調節池に関わってから早くも3年が経過しました。北方に生まれて早くも70余年になります。この北方は、子供のころに遊んだ川に鮎や泥鰌（どじょう）が泳ぎ、空には鳥が飛び交う、緑のある水田風景が広がっていました。その風景を復元し、それを守りたいと思い、この会に参加しました。本会での勉強会をへて、私はあらためて故郷・北方のすばらしさを知り、この調節池をかつてのように復元し、子供たちに残していかねばと思いました。

本会につきましては、昨年3月に始まり現地見学会や勉強会、会規約などについて熱い討議を経て、回を重ねるごとに参加者の交流も深まり意見交換も自由活発に行われました。当初は市民が中心となって本当にここまで進められるかと思いましたが、会員皆様のご協力を得まして、充実した内容と成果を得ることが出来ました。本会が無事に運営出来たのは、ひとえに参加された方々の公園作りに対する熱意によるものです。この場をお借りして参加者の皆様、アドバイザーの先生方、行政の関係各位に厚くお礼申し上げます。

役員が決定したのが平成14年12月、第1回役員会が平成15年1月に行われました。役員会が立ち上がって間もないですが、何とかよちよち歩きが出来ようになりました。役員会では、全体会のスケジュール、検討内容、その他について熱心に検討を行っております。

現在では全体会のほかに3つの分科会を立ち上げ、自発的に案作りを進めております。各分科会でも会員の皆様が熱心に検討を行っているので、様々な良い意見が出されています。これを執筆している現在は、来年度につなげる土台作りを目指して今後の検討項目の洗い出しを協議しています。

今後も、大柏川調節池の市民開放、利用について、より良い運営や管理について全力で取り組み、1日も早く夢のある公園にと考えております。

生あるもの皆のために

アドバイザー 石井 信義

私が大柏川調節池計画に関係して20年以上になりました。当初は市川市内を流れる真間川の都市型洪水を防ぐために調節池は計画され、池16haを掘削、そこに野球場、テニスコートなど運動施設と築山庭園風のものを造成する案が有力だったようでした。完成予想図を見た私は、日本の気候では雨の降る日の多いこと、増水した水を池に入れ、それが引いた後の運動施設の維持、管理のこと、施設を作るための多量の地盤改良剤の使用などと池

の水の水質と、数々の問題点に不安を感じ、むしろ自然型の池のほうが良いのではと直感しました。そして1人で16haの市街化調整区域を中心とした当地の基礎調査から始めました。週2回、年間100回前後、現在も続けており、ここには2000回近く足を入れています。周辺の市街化拡張の中、当地には、湿田、休耕田にタヌキ、ノウサギ、イタチ、カヤネズミ、ノネズミ、アブラコウモリ、そしてキジやタゲリ、カモ類、サギ類、バンなど多彩な生物がいました。残すに値する自然の豊富さを確信し、2年間の調査結果を持ち、この特性を生かした自然型の調節池が妥当性を有すると判断、当時、真間川改修で県と縁のあった真間川の桜並木を守る市民の会のリーダーの仲介で、県関係者と会い説得する事からスタートしました。

今回の入院中、見舞い客の中に当時を知る人がいて、当時の県真間川改修事務所の幹部は、私が示した事実から自然型でやるべきではと内において決心したと経緯を話してくれました。事実を持つての説得が道を開きました。

その後、私は事実調査に専念、後に発足した市川緑の市民フォーラムの関係者に保全運動を委ねました。その後、市川市も水と緑の計画課を中心に池完成後の活用を含め、積極的に加わり、市民参加型の形式で進展させてきました。その間、私は当地の貴重さを地元紙で紹介に努めてきました。しかし、ここにお集まりの皆様の中には、それらの情報が伝わっていない場合もあると思います。これからは機会ある毎に自然の情報を伝え、いろいろとアドバイスさせていただきたいと、健康に不安のある身ですが、それが出来るように努力していきます。調節池本来の機能を第1に、そしてその10倍、20倍と、さまざまな形で市民に親しまれる池にしたいと思います。

ところで、これはタゲリという冬の渡り鳥で、その美しさから冬の貴婦人と呼ばれる鳥です。当地北方町4丁目は、20年前までは、毎冬60~80羽が越冬、関東地方で最大の越冬地と言われておりました。しかし、湿田の減少化に伴い、ここ10年は0あるいは1羽という状態でした。調節池工事の進行の中、3年前あたりから増加を始め、昨年2月16日には、なんと28羽、かつての1/2~1/3に回復してきました。自然型の池が完成し、その水辺により多くなればと期待しています。しかし、池の利用方法や利用者のマナーによっては逆に不安もあります。かつての水辺の豊富な市川の自然の復元、あるいは創出を基本事項とした大柏川調節池造成がうまく進行し、その利用の運営や利用者のマナーが守られていけば、素晴らしい水辺の空間になると思います。それをこの目で見届けたいと念じつつ、今後とも調節池の運営管理の計画が具体化されるよう、どうぞよろしくお願い致します。



(2002(平成14)年3月第1回会合の配布資料より)

北方調節池から将来の社会への発信を祈念して

千葉県立中央博物館生態・環境研究部 中村俊彦

私が北方調節池のことについて最初に知ったのは、もう10年も前だったと思う。市川緑の市民フォーラムの佐野郷美さんから、この調整池を自然豊かなものにして、みんなで自然体験できるものにしたので力をかけて欲しいとのことだった。私も、都市計画の調整池（河川施設の調節池に対し、調整池は下水道施設と位置づけられるが、両方とも洪水防止のために造られる）になっている千葉県立中央博物館「生態園」の舟田池を整備・管理してきた経験から、いろいろとアドバイスさせていただいた。その内容は、おおよそ以下のようなものであった。

- (1) できるだけ現在の自然環境を守る。復元するからと言って、現在の自然を粗末にしない。
- (2) 子どもが常に寄ってきて、自然観・生命観を楽しく学べ、また感性を磨ける、そんな自然体験の場とする。
- (3) 復元の目標に、かつての土地の伝統的な農村自然（里やま）を据える。その復元には、じっくり時間をかけ、動植物の導入に際しては由来確認とモニタリングを怠らない。
- (4) 事業者や地元行政に対し、しっかり将来像を提案し、また、整備事業の終了後も、市民は管理の一翼を担っていく。

以上のことについては、現在までのところほぼ完全に近い状態で聞き入れていただき、事業者と行政、地元市民とが一体となった極めて理想的な形で事業が進められている状況にある。このことについては河川法の改正や市民提案の尊重といった最近の社会的変化も影響していると考えられるが、むしろ私は、北方遊水池での長く続けられてきた市民・行政・事業者の先駆的取り組みの実績が高く評価され、法律の改正にも影響し、また今の各地での市民社会の活気を生むきっかけになってきたと思っている。

社会の現場と子ども達の将来を担うのは、行政でも事業者でもない。それは、自然の恵みを糧に、日々の暮らしを大切に健康に希望を持ちみんなで力を合わせて謙虚に働く土地の人々に他ならない。真剣に人の生きる社会の再興を目指さなければならなくなってしまった日本人社会の将来のためにも、北方調節池のみなさんが力を合わせた取り組みはこれからも益々充実させていっていただくとともにその経過を期待をもって注目する多くの人々に発信し続けていただきたいと思います。

2. 北方遊水池の会の概要

統合資料巻 1.3巻

(1) 北方遊水池の会

・名称

本会の名称は会の総意をもって決定するもので、「北方遊水池の会」(以下「会」とする)とする。

・目的

会は大柏川第一調節池を治水施設に加えて水辺の自然を活かして整備し利用することを定めた「大柏川調節池基本計画(2001(平成13)年4月策定)」に基づき、市民と行政が協働して行うために設置された。具体的には下記の4項目を目的として設置された。なお、会でまとめた意見要望については、市長および関係機関に提案する。

- ①大柏川調節池の利用に関する運営および維持管理について検討を行う。
- ②基本計画どおりに大柏川調節池の実施設計や整備が進んでいるか確認する。
- ③大柏川調節池の利用に関する運営および維持管理を行う。
- ④大柏川調節池が市民共有の水と緑の財産となるよう、会員相互の自己啓発を図るとともに広く市民にアピールする。

・参加者

本会の参加者は目的および大柏川調節池基本計画に賛同する一般公募された市民58名と関係部局の職員およびアドバイザーである。参加者リストは表2.1に示すとおりである。

・事務局

事務局は市川市建設局水と緑の部公園緑地課に置かれ、役員会を補佐する。

(2) 活動の概要

今年度は、大柏川調節池ワークショップから参加している人以外への基本計画および大柏川調節池整備検討会の説明、現地見学、規約作り、分科会など組織作り、役員選出、各分科会の活動計画策定を主に行った。

なお、今年度の活動概要は表2.2に示すとおりである。

表2.1 参加者名簿

No.	氏名	役員、分科会	No.	氏名	役員、分科会
1	青木 孝		30	鈴木 良子	
2	石井 貞雄	施設検討分科会	31	高野 昇二	
3	石井 健蔵		32	高橋 志津子	施設検討分科会
4	石井 秀幸		33	高橋 窈	運営検討分科会代表
5	石井 節子		34	谷藤 博喜	啓発分科会
6	岩崎 亮	施設検討分科会	35	辻田 代史雄	
7	岩田 孝昭	運営検討分科会代表	36	徳永 光子	
8	上森 順正	運営検討分科会	37	戸野 勝美	施設検討分科会
9	大野原 正之	運営検討分科会	38	鳥居 雪子	副会長、施設検討分科会
10	岡田 崇宏		39	中嶋 璣	
11	岡田 洋子		40	中村 一郎	施設検討分科会
12	岡田 誠一		41	野口 政弘	運営検討分科会
13	小川 広		42	浜田 誠	運営検討分科会
14	小野 勝弘	啓発分科会	43	広岡 晴嶽	施設検討分科会
15	川上 幸延	施設検討分科会代表	44	宮沢 謙治	
16	川野 勝義	会長、啓発分科会	45	宗像 美智子	事務局、啓発分科会
17	黒崎 玉江	事務局、運営検討分科会	46	宗像 進	事務局、運営検討分科会
18	小泉 順也		47	村越 勝	
19	後藤 敬子	事務局、啓発分科会	48	森角 武久	施設検討分科会代表
20	小林 泰男	運営検討分科会	49	矢島 敬二	施設検討分科会
21	小山 俊郎	運営検討分科会	50	谷島 重夫	啓発分科会
22	斉藤 正美	施設検討分科会	51	安間 みち子	施設検討分科会
23	斉藤 慶太		52	柳瀬 千穂子	
24	佐伯 虎太郎	啓発分科会代表	53	矢部 廣志	
25	佐久間 正男	運営検討分科会	54	山下 幸治	啓発分科会代表
26	佐藤 祐子	運営検討分科会	55	山下 龍一	啓発分科会
27	清水 義雄	施設検討分科会	56	八町 恵美子	施設検討分科会
28	清水 博之		57	横山 孝仁	書記、運営検討分科会
29	杉江 徹		58	横山 哲也	書記、運営検討分科会

アド バイ ザー	望月 史郎	東京家政学院大学 教授	行政関係	公園緑地課
	石井 信義	市川学園 教諭		水と緑の計画課
	中村 俊彦	千葉県立中央博物館 部長	自然環境課	
			教育委員会指導課	
			河川課	
			オブザーバー	真間川改修事務所

表2.2 2002(平成14)年度活動概要

全体会	開催日時	会場	参加者数	主な内容
第1回	2002(平成14)年3月15日 18:30~20:00	市民会館第2会議室	50人	調節池の概要(総合治水対策等)とこれまでの経緯(水辺プラザ事業や市民参加等)の説明、会の目的とスケジュール概要の説明
第2回	5月18日 9:30~12:00	調節池現地、北方小学校図書室	37	調節池現地見学、参加者の意見交換
第3回	6月28日 18:30~20:00	市民会館第2会議室	41	工事の進捗状況、2000年度ワークシヨップと基本計画の説明、石井アトバイザーの話、会のスケジュールと組織の提案提示
第4回	7月24日 18:30~20:30	市川市第5委員会室	39	2001年度整備検討会と池の実施設設計の説明、望月アトバイザーの話、会の検討体制の提案提示
第5回	8月30日 18:30~20:30	市民会館第2会議室	46	中村アトバイザーの話、3ヵ年工事予定の説明、会の規約と分科会の提案提示、会の進め方の検討、グループ討論
第6回	9月26日 18:30~20:30	"	41	第1~6回アンケートと第5回グループ討論のまとめ、会の規約と体制の検討
第7回	10月17日 18:30~20:30	市川市第1委員会室	38	会の規約の検討・決定、3分科会設置の検討・決定
第8回	11月16日 13:00~16:00	北方小学校図書室	36	役員・分科会希望等のアンケート結果の報告、分科会についてのグループ討論と報告発表
第9回	12月21日 13:00~16:30	"	30	役員等の決定、各分科会の初会合と活動内容の検討、各分科会の報告発表
第10回	2003(平成15)年2月11日 13:00~16:00	調節池現地、北方小学校図書室	28	調節池現地見学、今年度残りの進め方の基本方針とスケジュールの検討・決定、各分科会からの報告と提案・決定
第11回	3月8日 13:00~16:00	北方小学校図書室	26	今年度報告書のまとめ方と来年度会員募集の検討・決定、各分科会からの報告と提案・決定、会の名称の検討
第12回	3月29日 13:00~15:00	北方小学校図書室	33	会の名称の検討・決定、今年度報告書の検討・決定

役員会：2003(平成15)年1月15日、2月3日、同26日、3月17日の4回、市役所八幡分庁舎会議室で全体会の進行管理や分科会間の調整を行った。

分科会：運営検討が3回、施設検討が5回、啓発が4回、それぞれ分科会を開催した。詳細は、各分科会の活動経過をご覧ください。

3. 北方遊水池の会に至るまでの経緯

(1) 水辺プラザ整備事業

国土交通省では市町村にある水辺の魅力を最大に引き出す整備により、地域の拠点となるような「にぎわいのある水辺」の創出を目的として、1996(平成8)年度に「水辺プラザ整備事業」を創設した。

これを受けて、1996(平成8)年度に千葉県・市川市連名で登録申請、1997(平成9)年度に国土交通省より事業指定の通知を受け、1998(平成10)年度に千葉県と水辺プラザ整備事業計画に関する基本的な事項についての「覚書」を締結している。

水辺プラザ整備事業の指定により、大柏川調節池をただ単に治水を目的とする河川施設から、親水性のある自然環境創造型の施設として、地元(市川市)が主役の水辺拠点づくりに移行するとともに、河川管理者(千葉県)は市町村の実施する拠点整備の進捗に応じ、必要な河川整備等を優先的に実施するという、千葉県と市川市が共同で整備事業を進めることになった。

2000(平成12)年度に市民の参画によるワークショップ方式を活用して整備の基本計画を策定するとともに、整備後の運営や管理についても市民と協働で進めることになった。

(2) 市民参加への経緯

大柏川調節池の生物調査・研究を始めた市民団体は1990(平成2)年頃から千葉県や市川市に要望し、関係部署と意見交換を行ってきた。

これらの市民団体は自然と文化の両面から現地調査や事例研究をして、1994(平成6)年6月に治水と両立させる格好で「北方自然文化園構想」を千葉県と市川市に提言し、県・市と意見交換を重ねながら、1999(平成11)年7月に「北方自然文化園基本設計案」を提案し、同年11月に市川市長に提出している。

また、平成12年2月市議会で、市川市は「基本計画については市民参加によるワークショップ方式にしたい」と答弁し、これより、「北方自然文化園基本設計案」を基本に、今後の管理・運営を踏まえた計画づくりを地元住民とともに策定することとなった。

(3) 大柏川調節池ワークショップ (2000(平成 12)年度)

大柏川調節池ワークショップでは市民に潤いと安らぎを与えてくれる空間となるための基本計画づくりを市民と行政が協働で行った。

参加者は地元自治会、市民団体、市職員の 24 名で、オブザーバーとして千葉県、アドバイザーとして学識経験者である市川学園の石井信義教諭、千葉県中央博物館の中村俊彦氏および東京家政学院大学の望月史郎教授が参加した。

ワークショップでは勉強会や見学会などにより調節池における背景や現状などの知識を深め、共通認識をもってから実質的なワーキングを進め、「基本となる考え方」と「利用方法」を取り決め、イメージ図を作成した。

また、ワークショップは傍聴自由とし、毎回情報誌の発刊や市川市ホームページに掲載することで情報公開に努めてきた。

(4) 整備検討会 (2001(平成 13)年度)

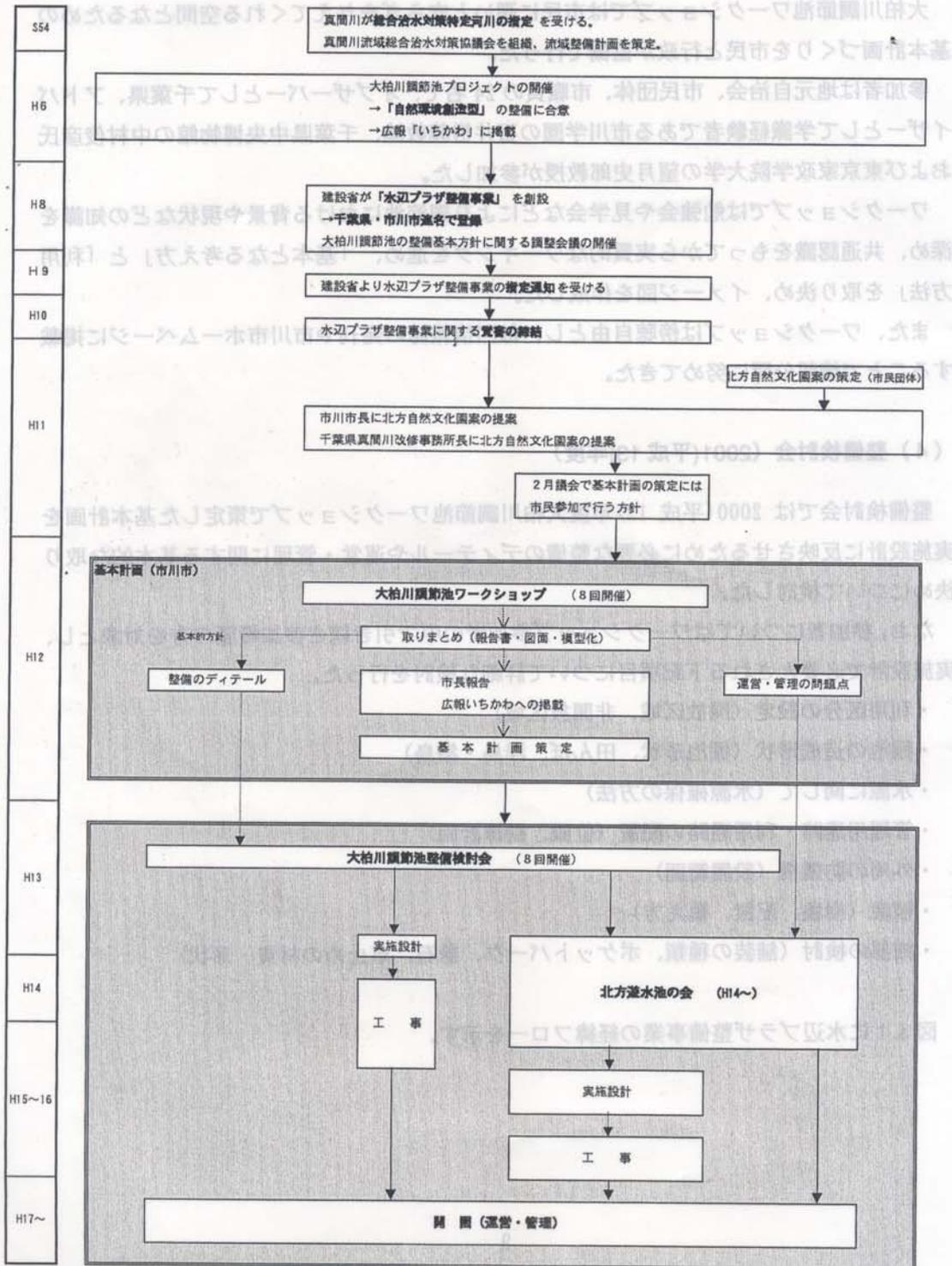
整備検討会では 2000(平成 12)年度大柏川調節池ワークショップで策定した基本計画を実施設計に反映させるために必要な整備のディテールや運営・管理に関する基本的な取り決めについて検討した。

なお、参加者についてはワークショップ参加者の中で引き続き参加希望の方を対象とし、実施設計で必要とされる下記項目について詳細な検討を行った。

- ・ 利用区分の設定 (開放区域、非開放区域)
- ・ 棚池の造形成状 (棚池形状、田んぼ、浮島・築島)
- ・ 水源に関して (水源確保の方法)
- ・ 管理用通路・利用通路の配置 (位置、動線計画)
- ・ 外周の防護柵 (設置範囲)
- ・ 植栽 (樹種、配置、植え方)
- ・ 細部の検討 (舗装の種類、ポケットパーク、縁石、車止めの材質・形状)

図 3.1 に水辺プラザ整備事業の経緯フローを示す。

図3.1 大柏川調節池～水辺フラザ整備事業～経緯・進行フロー



4. 検討内容

(1) 北方遊水池の会の組織づくり

・市民と行政の参加

第3回（6月28日）から第7回（10月17日）にかけて、本会の組織や規約の策定が行われた。その都度に話題を変えつつも一貫して問題となったのは、将来の園の運営を見据えながら、市民と行政の協働を組織づくりにどう具体化していくかということであった。

第3回で市担当から組織の素案が提示されたが、市民参加者より「市職員の参加や会と市の関係が不明確」との指摘があり、「市職員も市民と共に話し合おう。会を市民と行政の協働する場にしよう」との提案があった。市担当も「この会は市民参加の新たなステージに入っており、従来の行政主導ではなく、行政と市民のパートナーシップをつくりたい」と理解し、合意した。

その結果、本会の会員は公募による市民と市関係部局の職員となった。行政も市民とともに企画段階からの検討・協議に参加し、会を市民と行政の協働の場とすることを目指している。この点は、行政がオブザーバーになる従来のワークショップ形式とは異なる形態で、本会の特徴となっている。

・全体会と分科会

規約 第2条にある目的を遂行するために、会が検討・実行する内容は非常に多岐にわたり、第2回（5月18日）の参加者の意見交換で「テーマ毎に分科会やワーキンググループが必要」との声が寄せられた。しかし、第6回（9月26日）では「分科会での検討は請負とお任せになり、全体のバランスを欠きやすい。全員での議論を大切に」との指摘もなされた。これらを受け、限られた時間内で効率的に検討を進めるためテーマ毎に施設検討分科会、運営検討分科会、啓発分科会の3分科会を設けること、分科会は検討した結果を全体会に提案し参加者全員の協議を経て決定することを、第7回で合意した。

全体会は、上記の協議を踏まえて会の議決機関となった。分科会から検討結果や企画実行の提案、役員会から会の進め方など全般に関わる提案を受け、参加者全員で審議し決定する。これは、各分科会で検討されている内容や会全体の問題を参加者全員で共有し共通理解を広げる作業を、重視したものである。

・会の進め方

市担当より第4回（7月24日）と第5回（8月30日）で役員会と事務局を含む検討体制の素案が提示された。その後、規約検討の中で、役員会と事務局の役割が協議された。

役員会は、市民会員からの会長、副会長、書記、各分科会の代表と行政代表（市川市公園緑地課長）で構成されることとなった。その役割は、全体会の進行を管理し、また分科会間の調整を行うことを通じて会の進行を円滑することである。従来は行政主体の事務局で行われがちな内容であったが、市民と行政が協力して進行原案づくりから協議する方法を採用したところに新規性がある。役員会は、進行管理を司るのであって、会の決議機関ではない。これは、前述の全体会＝全員参加の議論を重視しているためである。また、役員会は報告書案を作成し、全体会に提案する役割をもつ。

事務局は、役員会を事務の面から補佐することとなった。事務作業は連絡、文書の準備や整理などで、主に市公園緑地課職員が行うが希望があれば市民会員も加わる。会の進め方では、役員会が主導的で、事務局が役員会の意を受けて煩雑な事務を助ける格好である。

このように組織面では、会の目的にある「市民と行政が協働」の深度が増した結果となっている。会の組織を図4.1に示す。

会の名称は、当初に「大柏川調節池運営管理委員会」と仮称し、後日に会員で決めるとし、第6回以降に議論された。各分科会より「北方自然文化園の会」など6つの候補があげられたが、第12回（3月29日）に会員の投票で「北方遊水池の会」に正式決定した。

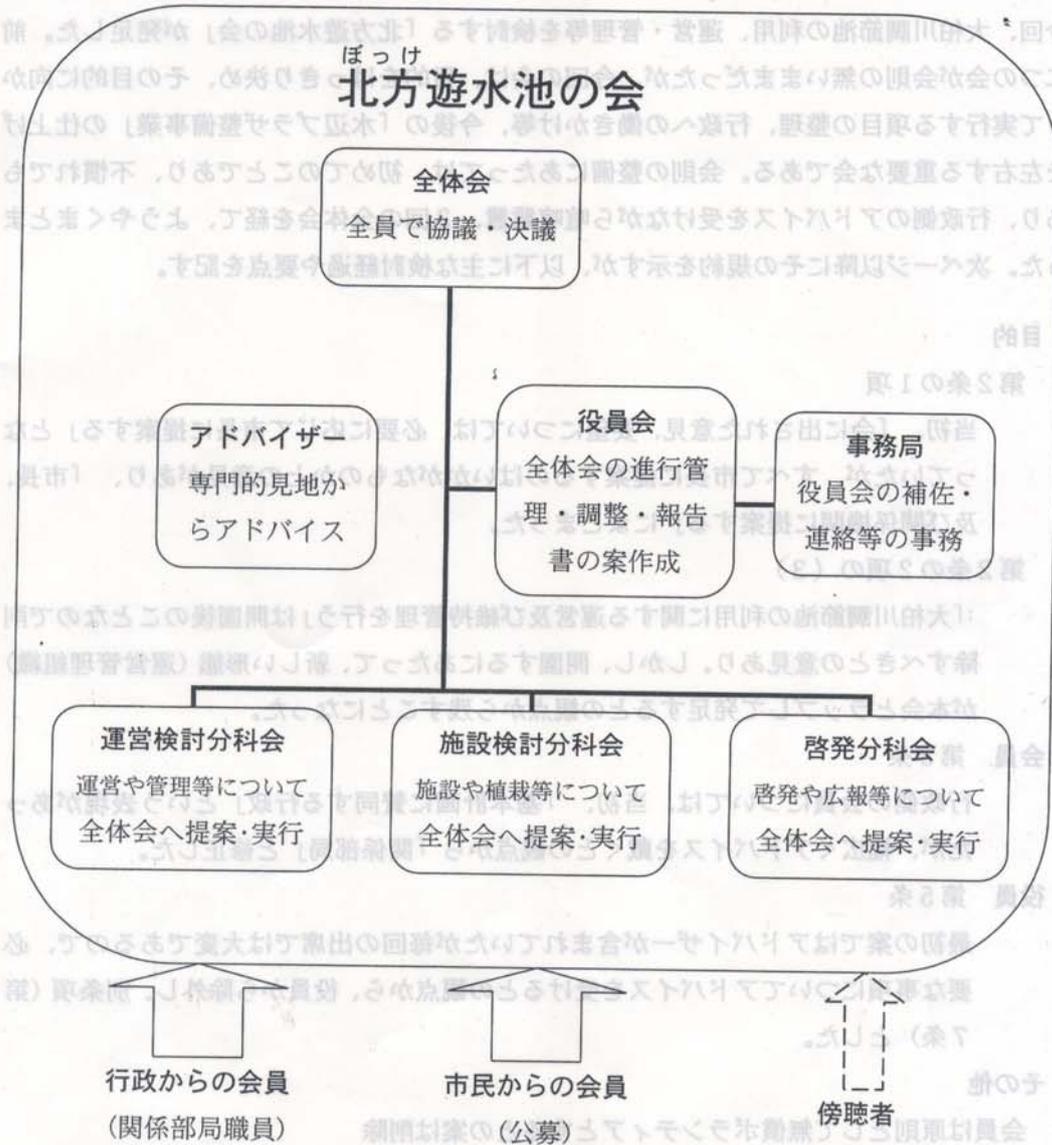
(2) 役員会の活動経過

第7回で規約・検討体制が決定し、第9回（12月21日）で役員が選出された。その後、下表のように役員会が4回、市役所八幡分庁舎で午後6時30分から9時頃まで行われた。

回数	開催日	主な内容
第1回	2003(平成15)年 1月15日	役員会の役割の確認、今年度残りの進め方とスケジュールの協議、分科会からの報告、分科会の記録・経費等の連絡
第2回	2月3日	今年度残りのスケジュールの協議、第10回全体会の進行協議、分科会からの報告と調整
第3回	2月26日	報告書骨子の検討、新年度会員募集の検討、分科会からの報告と調整、第11回全体会の進行協議、会名称の意見交換
第4回	3月17日	報告書案の検討、会員募集の協議、第12回全体会の進行協議、新年度当初の進行管理の協議、会名称の決め方の協議

図 4.1 北方遊水池の会の組織

千葉県真間川改修事務所の組織図 (8)



※ 千葉県真間川改修事務所はオブザーバーとして会に参加。

(3) 北方遊水池の会の規約づくり

調停の会の紙水張式北 「4」

市民参加による「大柏川調節池ワークショップ」「大柏川調節池整備検討会」を経て、今回、大柏川調節池の利用、運営・管理等を検討する「北方遊水池の会」が発足した。前二つの会が会則の無いままだったが、今回の会は、目的をはっきり決め、その目的に向かって実行する項目の整理、行政への働きかけ等、今後の「水辺プラザ整備事業」の仕上げを左右する重要な会である。会則の整備にあたっては、初めてのことであり、不慣れでもあり、行政側のアドバイスを受けながら喧喧囂囂、3回の全体会を経て、ようやくまとまった。次ページ以降にその規約を示すが、以下に主な検討経過や要点を記す。

・目的

第2条の1項

当初、「会に出された意見、要望については、必要に応じて市長に提案する」となっていたが、すべて市長に提案するのはいかがなものかとの意見があり、「市長、及び関係機関に提案する」にまとまった。

第2条の2項の(3)

「大柏川調節池の利用に関する運営及び維持管理を行う」は開園後のことなので削除すべきとの意見あり。しかし、開園するにあたって、新しい形態(運営管理組織)が本会与ラップして発足するとの観点から残すことになった。

・会員 第3条

行政側の会員については、当初、「基本計画に賛同する行政」という表現があったが、幅広くアドバイスを戴くとの観点から「関係部局」と修正した。

・役員 第5条

最初の案ではアドバイザーが含まれていたが毎回の出席では大変であるので、必要な事項についてアドバイスを受けるとの観点から、役員から除外し、別条項(第7条)とした。

・その他

会員は原則として無償ボランティアとするとの案は削除

事務局は役員会を補佐するとあるが、会員(市民)が可能な限り参加しアシストすることの意味が含まれている。

北方遊水池の会 規約 (各5) 5 書 (8)

(各干昔) 表升会杯代 (4)

(各干昔) 表升類行 (2)

(名 称)

第1条 本会は、北方遊水池の会（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、大柏川調節池を治水施設に加えて水辺の自然を活かして整備し利用することを定めた大柏川調節池基本計画（平成13年4月決定、以下「基本計画」という）に基づき、市民と行政が協働して行うために設置するもので、下記に掲げる事項を目的とし、会でまとめた意見要望については、市長及び関係機関に提案する。

2. 具体的には次に掲げる4項目を目的とする。

- (1) 大柏川調節池の利用に関する運営及び維持管理について検討を行う。
- (2) 基本計画どおりに大柏川調節池の実施設計や整備が進んでいるか確認する。
- (3) 大柏川調節池の利用に関する運営及び維持管理を行う。
- (4) 大柏川調節池が市民共有の水と緑の財産となるよう、委員相互の自己啓発を図るとともに広く市民にアピールする。

(会 員)

第3条 会員は、目的および大柏川調節池基本計画に賛同する市民及び大柏川調節池に係わる関係部局の職員とする。

2. 市民会員は、公募による。

(任 期)

第4条 会員の任期は原則として4月から翌年3月までの1年度とする。但し、会員の再任は妨げない。

(役 員)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 (1名)
- (2) 副会長 (1名)

(3) 書記 (2名)

(4) 分科会代表 (若干名)

(5) 行政代表 (若干名)

2. 会長、副会長、書記、分科会代表は、年度毎に市民会員の互選により選出する。

3. 行政代表は、公園緑地課長の職にある者をもって充てる。

(第 6 目)

(役員職務)

第6条 会長は会員から選出し、会議の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3. 書記は会議の記録を作成する。

4. 分科会代表は会議に検討結果を提案する。

5. 行政代表は会議に情報提供をする。

(アドバイザー)

第7条 会にアドバイザーを置く。

2. アドバイザーは専門的知識のある者をもって充てる。

3. アドバイザーは会に適切なアドバイスをする。

(員 会)

(会 議)

第8条 会の会議(以下「全体会」という。)は、役員会を経て会長が招集する。

2. 全体会は、会の意思を決める決議機関である。議決は全会一致を旨とするが、やむを得ないときは、出席している会員の過半数で決する。

3. 全体会は公開とし、全ての市民が傍聴できる。

(開 会)

(役員会と分科会)

第9条 会の目的を効果的に達成するため、役員会と分科会を置く。

(員 会)

(役員会)

第10条 役員会は役員で構成する。

2. 役員会は、会長が招集する。また、役員は会長に役員会の開催を要請することが

でき、会長は役員の過半数から要請されたときは役員会を招集しなければならない。

3. 役員会は、次のことを行う。

- (1) 全体会が円滑に進められるように進行を管理する。
- (2) 会員の意思が適切に反映されているか確認し、必要に応じて進行を調整する。
- (3) 全体会で決まった事項を報告書にまとめる。報告書案を再度全体会に提案する。

(分科会)

第11条

分科会は分科会代表が招集する。

2. 分科会は、検討や作業の項目ごとに、会員より募って構成する。
3. 分科会は、検討の結果を全体会に提案する。また、全体会の決定を受けて、作業などを実行する。

(事務局)

第12条 事務局を公園緑地課に置く。

2. 事務局は、役員会を補佐する。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項が生じた場合は、全体会にて協議する。

(附 則)

この規約は、平成14年10月17日から施行する。

(4) 運営検討分科会の活動経過

第1回運営検討分科会

2002(平成14)年12月21日午後1時～4時、北方小学校にて。

- ・分科会メンバーの自己紹介と代表・副代表の確認と書記の選出
代表に岩田孝昭氏、副代表に高橋窈氏、書記に佐藤裕子氏が決定した。
- ・分科会の「検討項目まとめ(案)」の検討

第8回全体会でのグループ討論、第1～5回アンケート、第5回全体会でのグループ討論から本分科会で検討すべき内容を抽出して作成した案を検討した。「どのような自然を目指すか」「他分科会とどう調整・協力するか」などが話題に上った。検討項目と個人意見を分けてまとめ直す事と分かりやすく表現する事が確認された。

第2回運営検討分科会

2003(平成15)年2月1日午後1時15分～4時、東部公民館にて8人参加。

- ・分科会の「検討項目まとめ(改訂案)」の検討

全体イメージの部分では基本計画で確定しているものを削除し自然の保全と利用に検討を絞り込むように修正した。企画(行事やイベントなど)では啓発分科会と利用者規定では施設検討分科会と連携して検討する事が確認された。「自然の保全と利用をどう調和させるか」は全ての項目に通底した課題であるとの共通認識を持った。自然環境の目標設定との関連で来年度より専門家による生態系調査を行う事を追加し、第10回全体会に提案する事を決めた(第10回全体会で、来年度は本会自らが専門家の協力を得て調査し2004(平成16)年度分予算に専門家による調査を要望すると修正・決定された)。

- ・今後の検討のスケジュールづくり

前述の検討項目を2005(平成17)年春開園までのどの時期に割り振るか意見交換したが、時間切れとなった。次回までに各自でスケジュール案をつくる事とした。

- ・会の名称

会の名称と市民開放時の園の名称との整理が必要である事が確認され、「北方(ぼっけ)」という地名を入れたいとの意見が多かったが、時間切れとなった。

第3回運営検討分科会

2003(平成15)年3月2日午後1時30分～4時、東部公民館にて6人参加。

・分科会の名称変更

「管理」は「運営」に含まれ他分科会と比べ長いとの理由で従来の「運営管理検討分科会」から「運営検討分科会」に変更する提案を次回全体会に提案する事を決めた。

・今後の検討のスケジュール(案)の検討

7人から案が寄せられ検討し、次のように共通理解した。

計画を基本と実施に分け検討するが、緊急の項目が露見したらそれを優先する。

2005年春の開園には、2004年度上半期に運営や維持管理の費用(主に人件費)の積算と予算要求が、2004年度中に拡充した運営組織の再起動が、それぞれ必要である。

施設(ハード)の検討を運営(ソフト)と一体化するために基本計画は2003年度上半期に行う。そして、施設と関連するなど予算措置を早期に求めるもの(安全対策・開放時間・防犯対策)は、実施を見通して2003年度中に検討する。また、運営組織は従来の枠を超える可能性もあり、条例化など議会対応や関係部局の庁内調整も視野に入れて出来る限り早めに検討する。行政会員も分科会に参加するようにお願いし、提案の時機を図る。

・ これらを踏まえてスケジュール(案)を作成し、第11回全体会に提案する事を決めた。

・会の名称

選考基準の必要性は合意をみたが、基準の内容は合意を得るに至らなかった。基準の検討では、「市民開放時の園の名称」

を入れるかどうか、ワークショップで策定された基本となる考え方や利用方法を念頭に置くかどうかの2点が議論され、「ぼっけ(北方)」という伝統的地名を入れる事は概ね合意を見た。次の3案が出され、本分科会から全体会に提案することが了承された。「ぼっけ自然文化園を育む会」「ぼっけたな池クラブ」「ぼっけの自然と文化を育む会」。



第8回全体会(11/16)でのグループ発表

(5) 施設検討分科会の活動経過

・ 会合の経緯と主な議題

第1回施設検討分科会

2002(平成14)年12月21日午後1時～4時、北方小学校にて。

- ・ 分科会の発足、代表・副代表人事の確認。
- ・ 検討に入るにあたっての各種準備事項について
 - ① 検討項目の全体像の把握と検討項目の大まかな優先順位
 - ② 留意すべき事項の洗い出し
 - ③ 検討に必要な行政側に請求する資料の洗い出し

第2回施設検討分科会

2003(平成15)年1月11日、東部公民館にて。

- ・ 外周道路について(基本的な考え方を中心に)
- ・ 植栽計画について(基本的な考え方を中心に)
- ・ 北部広場の全体イメージについて①

第3回施設検討分科会

2003(平成15)年1月25日午後1時～5時、現地と東部公民館にて12人参加。

- ・ 現地視察
- ・ 検討スケジュールについて
- ・ 北部広場の全体イメージについて②
- ・ 県へ資料請求する事項の確認
- ・ 県へ要望する事項についての確認

第4回施設検討分科会

2003(平成15)年2月22日午後2時～5時、東部公民館にて10人参加。

- ・ 開園までの検討項目・検討スケジュールの確認
- ・ 会の名称について
- ・ 北部広場の全体イメージについて③。次回会合までに各自イメージ図を作成し、次回以降発表しながら、イメージをすり合わせしつつ、具体的に内容を煮詰める作業を行う。

第5回施設検討分科会 2003(平成15)年3月22日 東部公民館にて12人参加。

- ・ 各自の北部広場の全体イメージ図の発表① 他
- ・ これまでの会合で概ね合意した事項
 - ・ 開園までの検討項目とスケジュールは、後述の「(9) 施設検討分科会の今後の検討項目」、「(10) 施設検討分科会の検討・実行スケジュール」による。
 - ・ 水源の確保は絶対条件である。至急確認する必要がある。
 - ・ 北部広場は、池全体の「顔」であるため、最重要検討項目と位置付ける。
 - ・ 植栽計画については、池全体の計画から各エリアの計画を考えていく必要があるが、特に、北部広場は排水機場と併せて樹木の選定を図る。また、遷移状況が観察できるような森づくりをめざす。今後、さらに基本計画の「基本的な考え方」等を確認した上で、具体的な検討に入っていく。
 - ・ 北部広場のイメージとしては、農家の屋敷林的な雰囲気ビジターセンターや作業小屋などの諸施設が佇むような感じとする。
 - ・ ビジターセンターは誰でも気軽に入れるような居住性のあるくつろげる空間としたい。また、あまり機能を持ち込まないように適正な規模を考える。
 - ・ 外周堤防(管理用道路)については、できるだけ植栽エリアを多くとり、道路は蛇行させるなど、路面の設計も含めて、なるべく人工的にならないようにする。
 - ・ 今後の検討にあたっての留意事項として
 - ① 各種施設の規模や内容は、運営管理形態や利用方法・利用規模などのあり方(ソフト面)によって決まるので、他の分科会と緊密に連携をとりながら検討していく必要がある。
 - ② 池全体の調和はもちろんのこと、周辺地域まで含めて、この地域にふさわしい景観に寄与することを念頭に置いて検討を進めていく。



第10回全体会(2/11)での現地見学

(6) 啓発分科会の活動経過

第1回啓発分科会

2002(平成14)年12月21日午後1時～4時、北方小学校にて4人参加。

- ・啓発分科会の役員承認、啓発正：佐伯、副：山下。
- ・啓発分科会のアイデア確認と不足事項の検討。

第2回啓発分科会

2003(平成15)年1月26日午後5時～7時、東部公民館にて6人参加。

- ・啓発分科会の活動確認(活動リストの確認と検討)
- ・活動事項の草案作成
- ・今後のスケジュールの立案(草案)作成
- ・会の名称案選出

第3回啓発分科会

2003(平成15)年2月23日午後5時～7時、東部公民館にて5人参加。

- ・啓発分科会出席者の情報交換とスキルの確認
- ・活動事項の具体案と活動方法の検討
- ・今後のスケジュールの立案(草案)作成
- ・その他、検討課題の考察

第4回啓発分科会

2003(平成15)年3月16日午後5時～7時、東部公民館にて4人参加。

- ・分科会の出席促進について
- ・会の名称の再検討
- ・啓発活動への一般や会員の参加について
- ・記念誌作成のための資料請求について



第10回全体会(2/11)での啓発分科会の報告

第10回全体会(2/11)での啓発分科会の報告

(7) 運営検討分科会の今後の検討項目 （水・土・空・緑・気・熱・音・振動・放射の総合的検討） (8)

1) 自然の保全と利用※1

2) 運営の基本となる考え方

3) 具体的な運営組織や運営方法

ア) 運営組織（園の運営に係わる人達をどう組織するか）

- ①行政の役割
- ②行政と市民との協働
- ③市民ボランティアの役割と組織
- ④他団体からの応援
- ⑤運営組織の規約

イ) 人材育成（園の運営に係わる人達をどう育てるか）

ウ) 財源（維持費や運営費をどこから捻出するか）

- ①維持や運営に関わる費用の洗い出しと概算
- ②県・市の管理分担と経費の予算化
- ③利用者の経費負担（入園料等）の有無

エ) 防犯対策（地域の防犯をどう確保するか）

オ) 安全対策（利用者の安全をどう確保するか）

4) 具体的な維持作業

ア) 自然環境の調査と目標設定（どのような自然を復元するか）※2

イ) 作業項目の洗い出し（どのような作業が必要か）

ウ) 作業項目毎の内容の吟味と性格付け（その作業の内容は何か、専門性や危険性や責任はどうか）

エ) 作業項目毎の実施主体（その作業はだれが行うか）

5) 具体的な企画

ア) 企画の洗い出しとその内容の吟味（どのような企画が相応しいか）

イ) 他団体との協力の進め方（どのように知恵と力を出し合うか）

ウ) 企画毎の実施主体（その企画はだれが面倒をみるか）

6) 利用者規定の基本となる考え方

7) 具体的な利用者規定

ア) 利用時間（いつ市民開放するか）

イ) 禁止事項や注意事項（何を守ってもらうか）

ウ) 安全対策（事故などを防ぐルールは何か）

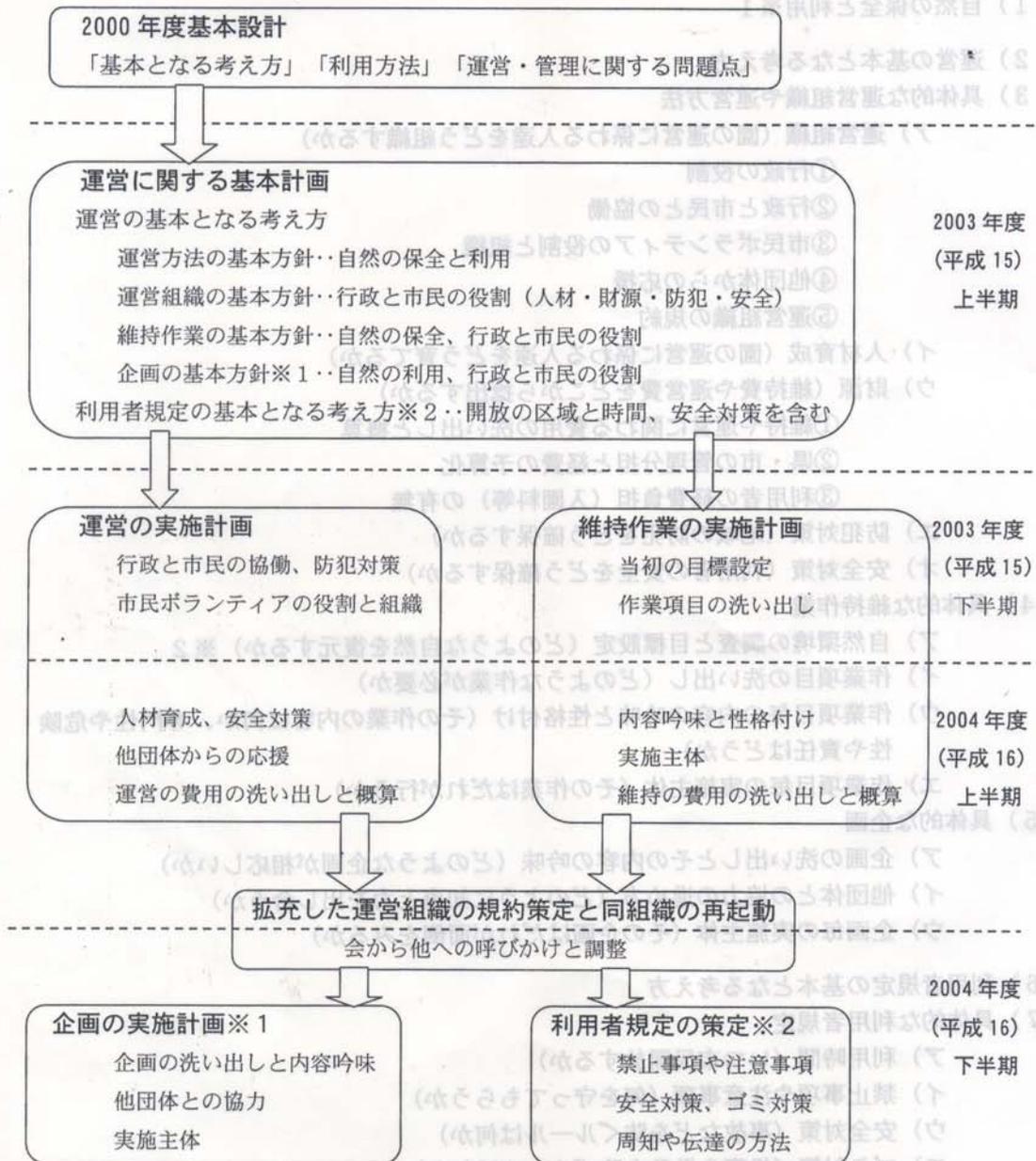
エ) ゴミ対策（投棄や散乱を防ぐルールは何か）

オ) 規定の周知や伝達の方法（どのようにルールを広め理解を求めるか）

※1：自然の保全と利用のバランスは全ての項目に共通する課題で個別具体的に検討する。

※2：専門家の協力を得て生態系の調査などを行う。

(8) 運営検討分科会の検討・実行スケジュール



備考：※1は啓発分科会、※2は施設検討分科会との共同をそれぞれ示す。

運営および維持作業の実施計画は、出来る限り2003年下半期に終えるよう努力する。
施設等で緊急に検討する必要があるときは、その項目を優先する。

(9) 施設検討分科会の今後の検討項目

1) 水源と水利用計画

生物が多様で豊かな自然環境を復元するためには、「水」が豊富に使えることがポイントである。特に、湿地の復元や稲作づくりには水不足は決定的である。従って、利用可能な水源をできるだけ発掘し、自然環境づくりに取り入れて計画する。

①水源と揚水量

・自噴確認と揚水量チェック

・水源の発掘

②水利用計画

・水源から温水池（稲作用の水を温める池）へのルート設計

・下池からの水循環の設計

2) 植栽計画

生物が多様で豊かな自然環境づくりには「水」と同時に「緑」も重要な要素である。そのためには、低地部の湿地と水辺林、法面の草地、台地部（北部広場・外周堤防・排水機場）の樹林を繋げた生物の生息空間として計画する。また、周辺地域との連続性ある自然景観づくりに努める。

①森づくり計画

・樹林景観計画

②草地づくり計画

・法面緑化手法の検討

③湿地づくり計画

・水辺林植栽計画

・湿地環境別育成計画

3) 外周堤防計画

管理道路の幅員・線形や法面崩壊防止断面を考えながら、植栽（生垣検討も含む）を含めた計画をまとめる。

①管理道路設計

②植栽配置設計

4) 北部広場計画

北部広場はビジターセンターも計画されており、園の玄関口で、顔となる部分である。入り口のデザインも含めて、どのような自然環境を作るか検討する。

①施設内容と配置設計

②植栽配置設計

5) ビジターセンター・作業小屋計画

ビジターセンターを啓発や地域交流・環境教育等の場として、作業小屋を自然環境づくりや稲作等のために、計画する。

①目的及び設計方針

②施設内容と規模

6) その他

①ポケットパーク基本計画

②道路舗装等の検討

③浮島構造のチェック

④温水池・水田の位置検討

⑤安全対策施設

⑥案内板



第3回全体会(6/28)にて



第10回全体会(2/11)での現地見学

(11) 啓発分科会の今後の検討・実行項目

1) 月一回の現地調査会

生き物を中心に会員（調査協力出来る会員全て）により調査を開始し調査エリアの植生データを残して行く。

2) 講師をまねき勉強会

講師は、最低3~4ヶ月の調査データを蓄積した上で、現状の検討と共に講師を選択し依頼を開始する。

3) 現地の歴史と民話等の調査

地元の聞き込み調査・原風景を残す写真の発掘・旧資料の調査会（調査協力出来る会員全て）を作りデータ蓄積作業の開始（市役所等に情報やデータが有る場合、情報公開を依頼する）。

4) 専用ホームページの作成

ウェブにスキル（興味でも可）の有る者を中心とし会を立ち上げ製作・更新作業を行う。

5) 調査内容の文書化

印刷・出版の経験者（興味でも可）を中心に各会のデータ編纂作業と工程管理を行う。

6) 地域や関連団体とのコンタクト

本会に必要な情報・活動があれば積極的に接触をはかり、双方の相乗効果を検討する。

7) 企画の準備

他団体の協力も検討しつつ、園をアピールする企画の立案。

8) 園のアピール

ポスターの掲示など上記以外の立案。

9) 人材育成

啓発活動を行いながらの人材育成。調査研究内容の充実の為に必要な専門知識（スキル）向上をはかる。また、次世代の会員を考え小・中学生を対象にしたキッズプログラムの設定も必要。

(12) 啓発分科会の検討・実行のスケジュール

拝啓 敬啓 2

